○ハウスクリーニング費用公費支出運用要領の制定について（例規通達）

（令和５年３月15日鳥県民例規第４号　鳥会例規第６号　鳥捜一例規第１号）

改正　令和５年７月13日鳥刑企例規第２号

各所属長

犯罪被害者及びその家族又は遺族の精神的かつ経済的な負担を軽減するため、別添のとおり「ハウスクリーニング費用公費支出運用要領」を制定し、令和５年４月１日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

ハウスクリーニング費用公費支出運用要領

1　目的

この要領は、犯罪被害者、その家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の住居が犯罪被害により汚損された場合のハウスクリーニング費用に対する公費支出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2　支出対象犯罪

公費支出の対象犯罪は、次に掲げるものとする。

(1)　殺人罪及び同未遂罪

(2)　強盗致死罪及び同未遂罪

(3)　強盗・不同意性交等致死罪

(4)　不同意わいせつ等致死罪

(5)　逮捕等致死罪

(6)　傷害致死罪

(7)　(1)から(6)までに掲げるもののほか、警察署長が事件の内容、犯罪被害者等の置かれた状況等を考慮し、公費支出の対象とする必要があると認めるもの

3　支出可能な経費

支出対象犯罪事件に係る犯罪被害者等の住居の清掃作業（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等をいう。4において同じ。）に必要な経費とし、犯罪行為及び死体現象によって損壊した畳、建具、家具等の交換、修復等に要する経費は含まないものとする。

4　支出手続

(1)　警察署長は、支出対象犯罪事件に係る清掃作業が必要と認めた場合は、警察本部事件主管課長、刑事部鑑識課長等と実施時期を協議の上、ハウスクリーニング申請書（別記様式）により、警務部広報県民課長に申請するものとする。

(2)　ハウスクリーニング費用の支出事務手続は、警務部広報県民課において行うものとする。

5　支出しないことができる場合

次に掲げる場合には、公費支出の対象としないことができる。

⑴　犯罪被害者等が公費支出を希望しないとき。

⑵　明らかに虚偽申告と認められるとき。

⑶　その他公費支出の対象とすることが社会通念上適切でないと認めるとき。

6　留意事項

⑴　ハウスクリーニングの実施は、捜索、差押、検証等の捜査活動に影響を及ぼす可能性があることから、実施時期については慎重に検討すること。

⑵　従来、各種犯行現場では、警察官が犯罪被害者等の心情を踏まえ、復元措置の徹底に努めてきたが、今後も県警察としての対応に変更はないため注意すること。

別記様式

ハウスクリーニング申請書

［別紙参照］